

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋の排気口において、放射性粒子状物質の定期測定を行っていたところ、ごく微量の放射性物質を検出したため、今後、原因の調査等を行う。	A	10月27日公表済 (PDF 709KB)

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
1	2号機	タービン建屋換気空調系給気冷却コイルの冷水入口温度指示計（2台）の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
2	2号機	タービン建屋2階空調室南側の気密性防火扉の閉ロック操作が困難であるため、当該扉を点検・修理	D	
3	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置建屋の換気空調系給気処理装置の南側下部に腐食による貫通孔が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	タービン建屋北側屋外に設置されている構内地下水排水ポンプ（1台）に動作不良が認められたため、当該ポンプの自動制御回路を点検・修理	D	
5	4号機	原子炉建屋1階の原子炉格納容器出入口二重扉の中間に設置されているページング装置の点検において、スピーカ用フレキシブル電線管の接続部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
6	4号機	原子炉建屋1階の主蒸気隔離弁室入口に設置されているページング装置の点検において、通話不良が認められたため、当該装置を修理	D	
7	4号機	原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却系の制御盤内保護継電器の点検において、限時継電器（2台）の動作時間に管理値外れが認められたため、当該継電器を修理	D	
8	4号機	第1給水加熱器（C）ドレンレベル調整弁の点検において、弁駆動部よりエアリークが認められたため、当該部の部品を交換	D	
9	4号機	循環水系主復水器（A・B）の水室出口弁（4台中、3台）の点検において、弁箱内のライニング部に一部剥離が認められたため、当該ライニング部を修理	D	
10	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュムレータ充填水入口弁（19台）にシートリーク発生の可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）用真空トリップ装置の点検において、連結ロッドに損傷が認められたため、当該ロッドを交換	D	
12	5号機	非常用ディーゼル発電機の自動起動試験の準備作業中、原子炉補機冷却系冷却水ポンプ（C）が「過負荷」状態を示す警報の発生と共に自動停止したため、当該ポンプを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	プロセス計算機の警報記録用プリンタ及び原子炉系運転データ記録用プリンタの用紙送り機構部品が一部破損したため、当該部を交換	D	
14	6号機	主変圧器設置エリアの西側にあるマンホール部のコンクリート表面に一部亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	第1給水加熱器（C）ドレンレベル変換器の検出元弁（低側）のグランド部より蒸気の微量なリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	制御棒温度記録計の指示値不良の可能性が認められたため、当該温度計測回路及び温度記録計を点検・修理	D	
17	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋の電気品（A）区域用排風機（B）の点検において、シャフトと羽根車を結合するための孔の内径寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで